

平成 2 9 年 8 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成29年8月教育委員会定例会議

日 時 平成29年8月23日(水曜日)

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出 席 者 教育委員(5名)

1番 委 員 長 後 藤 眞 琴

2番 委員長職務代行 成 澤 明 子

3番 委 員 留 守 広 行

4番 委 員 千 葉 菜穂美

5番 教 育 長 佐々木 賢 治

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 須 田 政 好

教育総務課課長補佐 角 田 克 江

近代文学館館長 扇 子 美津男

小牛田図書館主幹 草 刈 明 美

学校教育専門指導員 岩 淵 薫

青少年教育相談員 齋 藤 忠 男

傍 聴 者 なし

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第19号 平成29年度生徒指導に関する報告(7月分)

第 6 報告第 20 号 区域外就学について

・ 審議事項

第 7 議案第 10 号 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針について

第 8 議案第 11 号 美里町小牛田・南郷図書館資料収集方針について

第 9 議案第 12 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について

・ 協議事項

第 10 平成 29 年度美里町議会 9 月会議について

第 11 美里町立学校等における防犯カメラ装置の管理及び運用に関する基準について

第 12 「美里町立中学校運動部活動指導員の任用等に関する規則」の制定について

第 13 美里町いじめ防止等基本方針（ダイジェスト版）について

第 14 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

第 15 美里町の学校再編について（継続協議）

・ その他

第 16 美里町敬老会の出席者について

第 17 遠田郡中学校総合体育大会新人戦の出席者について

第 18 町内幼稚園運動会の出席者について

第 19 平成 29 年 9 月教育委員会定例会の開催日について

本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認
 - ・ 報告事項
- 第 3 行事予定等の報告
- 第 4 教育長の報告
 - ・ 審議事項
- 第 7 議案第 10号 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針について
- 第 8 議案第 11号 美里町小牛田・南郷図書館資料収集方針について
- 第 9 議案第 12号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について
 - ・ 協議事項
- 第 10 平成 29 年度美里町議会 9 月会議について
- 第 11 美里町立学校等における防犯カメラ装置の管理及び運用に関する基準について
- 第 12 「美里町立中学校運動部活動指導員の任用等に関する規則」の制定について
- 第 13 美里町いじめ防止等基本方針（ダイジェスト版）について
- 第 15 美里町の学校再編について（継続協議）
 - ・ その他
- 第 16 美里町敬老会の出席者について
- 第 17 遠田郡中学校総合体育大会新人戦の出席者について
- 第 18 町内幼稚園運動会の出席者について
- 第 19 平成 29 年 9 月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告事項
- 第 5 報告第 19号 平成 29 年度生徒指導に関する報告（7 月分）【秘密会】
- 第 6 報告第 20号 区域外就学について【秘密会】
 - ・ 協議事項
- 第 14 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）【秘密会】

午後 1 時 3 0 分 開会

委員長（後藤眞琴） それでは、ただいまから平成 2 9 年 8 月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名全員でありますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として須田教育次長兼教育総務課長、角田教育総務課課長補佐が出席しています。

また、一部の審議事項で追加の説明員として、扇子教育総務課課長補佐兼近代文学館長、草刈近代文学館・小牛田図書館主幹、岩淵学校教育専門指導員及び齋藤青少年教育相談員が入室いたします。

それでは、本日の議事を進めてまいります。

日程 第 1 会議録署名委員の指名

委員長（後藤眞琴） 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員長から指名することになっておりますので、今回は 2 番成澤委員、3 番留守委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

日程 第 2 会議録の承認

委員長（後藤眞琴） 日程第 2、会議録の承認に入ります。事務局のほうからよろしくお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、事務局から会議録について説明したいと思います。

事前にお配りさせていただきました、7 月 2 7 日に開催いたしました定例会議の会議録についてお目通しいたくださいませとありがとうございました。現在、私の手元に修正で指摘のあったものについて説明させていただきます。

ページが 1 4 ページ目ですけれども、こちらは教育長の発言になりますが、中段、真ん中より下あたりになりますが、「その結果なのですけれども、美里町で申請しました、臨時会でまと

めていただいた」とあるのですが、ここは「美里町で申請」ではなく「美里町で提出しました」と修正をお願いいたします。

そしてその「提出しました」から1、2、3、4行目、「その中でやはり、当書」とあるのですが、こちらについては「東京書籍」と修正をお願いいたします。

14ページについては以上です。

続きまして22ページ、上から4行目、「事務局から提案理由を説明をお願いいたします」とありますが、ここは「事務局から提案理由の説明をお願いいたします」と「を」を「の」に修正をお願いします。

続きまして26ページの中段に、「それから研修も研修を実施して終わり」というところの部分で、その続きで「それからもう1点、大きい点は、幼稚園における学校薬剤師の配置ですが」の次に「あるいは」と入っておりますが、この「あるいは」は削除願います。

続きまして32ページですが、こちらは上から7行目、「その辺のところを、今、学校と投げかけていまして」とありますが、ここは「今、学校に投げかけていまして」と「と」を「に」に修正をお願いします。

次に34ページ、こちら中段の委員長の発言になりますが、「僕、8社の教科書を全部読んだのですね」から始まりまして、その次の行、「いつも立派な挨拶をしないと」ですが、ここは「しなさいと」に修正をお願いします。

そこから1、2、3、4行目、「世の中にあるのですかね」の「か」を「あるのですよね」と「よ」に修正をお願いします。

次に37ページですけれども、ここも委員長の発言で真ん中のあたりに「ほか何か」とあるのですけれども、ここは委員長の発言が続いておりますので委員長の名前を削除願います。

それから41ページですけれども、こちら下から8行目、「その都度、報告をする中でご質問をいただいたり、あるいはご進言いただく」の部分の「ご進言」を「ご意見いただく」と修正願います。

現在のところ、私のところに寄せられた修正点の主なものは、以上申し上げた部分になりますが、そのほか、てにをはの修正とか軽易な部分については事務局と、あと委員長とで調整のほうをさせていただきたいと思いますが、そのほか7月の定例会会議録で修正の分ございましたらお願いしたいと思います。

教育長（佐々木賢治） すみません、事務局で、私も本当に見逃して申しわけありませんが、14ページ、先ほど訂正していただいた同じページです。14ページの真ん中あたりに、先ほ

ど提出という文言に訂正していただきましたが、その行から3行上の右端です。「高校の先生方」と「高校」となっていますが、そこを「学校の先生方」。高校ではないのです。「学校」というふうに「高」を「学」に訂正をお願いします。すみません。以上1点です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

それでは、ただいま報告がありました。これらの修正など説明があったことを含めまして、平成29年7月定例会会議録について承認することにしてよろしいでしょうか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、会議録については承認されました。

教育総務課課長補佐（角田克江） ありがとうございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

報告事項

日程 第 3 行事予定等の報告

委員長（後藤眞琴） 次に報告事項ですが、報告事項に入る前にお諮りします。

以前より申し合わせをしておりますが、非公開事項となる秘密会については日程の最後に行うことにいたします。

したがって、本日の「日程第5 報告第19号 平成29年度生徒指導に関する報告（7月分）」及び「日程第6 報告第20号 区域外就学について」並びに「日程第14 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）」については、個人情報等を含む議事であり非公開とすべきと考えますが、秘密会とすることにご異議ございませんでしょうか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、ご異議なしと認めます。

よって、「報告第19号 平成29年度生徒指導に関する報告（7月分）」及び「報告第20号 区域外就学について」並びに継続協議の「基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について」は秘密会とし、議事進行は、その他の「日程第19 平成29年9月教育委員会定例会の開催日について」が終了した後に行いたいと思います。

秘密会においては、傍聴者の皆様の退出をお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

報告事項、「日程第3 行事予定等の報告」を事務局から報告お願いいたします。

委員（留守広行） 委員長、すみません。その前に、当日で申しわけございませんが、私、4時に退席したいので許可願います。

委員長（後藤眞琴） はい。ということで、よろしく願います。

それでは、報告をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、日程第3、9月の行事予定の報告をいたします。

委員の皆様のお手元には、事前に9月の行事予定をお配りしております。

まず9月1日ですが、園長・所長会議が南郷庁舎で開催されます。

9月2日土曜日は、町内各中学校の運動会が開催されまして、教育委員の皆様には出席のほうをお願いいたします。

それから9月3日は、トレーニングセンターにおきまして、こどもふれあいまつりとインリーダー研修会を開催いたします。

それから9月、指導主事訪問のほうもありまして、まず9月4日が中塚小学校、6日が青生小学校、14日が不動堂小学校で行われることになっております。

続きまして9月5日火曜日から、美里町議会の9月会議が開会になります。

それから9月8日ですが、郡の中学校駅伝競走大会が南郷庁舎周辺で行われます。

翌日の9日土曜日は、町の総合防災訓練が開催されます。

それから9月11日に、芸術鑑賞会（南郷小・南郷中）とあるのですが、実は初めてといたしますか、久しぶりに各町内小中学校を巡回して、芸術鑑賞会というのを今年度開催することになりまして、内容としましては、ピアノとマリンバの2人組の演奏を行うことで、今、進めております。

9月11日、最初に南郷小学校・南郷中学校、続きまして13日に青生小学校、15日に不動堂小学校・不動堂中学校、20日に中塚小学校と北浦小学校で行うという予定でおります。小牛田小学校と小牛田中学校につきましては、11月の開催を予定しております。

それから9月14日は、行政区長会議が中央コミュニティセンターで開催されます。

あと16日土曜日、町内の敬老式、町内7会場で開催されまして、こちらにも全教育委員さんに出席のほうをお願いいたします。その他のほうで各会場について説明したいと思います。

そして9月19日、町内小中学校長会議が南郷庁舎で開催されます。

9月21日は、交通安全町民大会が小牛田文化会館で開催されます。

9月24日、郡の中学校の新人大会が各会場で開催されます。これにつきましては、その他

のほうでも触れさせていただきたいと思います。

それから9月30日土曜日ですが、町内幼稚園の運動会、各幼稚園で開催されまして、こちらにも教育委員さん方に出席のほうをお願いしたいので、その他の部分で改めてご説明させていただきたいと思います。

私からは以上となります。9月はちょっと行事が多いので、忙しいと思いますが、よろしくお願いいたします。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの報告に質問などございますでしょうか。

委員（成澤明子） 芸術鑑賞会、11日の南郷小・南郷中は、大体何時ごろ。開催時間は何時ごろですか。

教育総務課課長補佐（角田克江） 開催時間ですか。すみません、「午前とか午後とか」の声あり）どっちだったかな。たしか午前に小学校で、午後が中学校だったと思うのですが。

委員（成澤明子） 一緒にではないのですか。

教育総務課課長補佐（角田克江） 一緒ではないです。すみません、では別途、ちょっと資料を事務室に置いてきましたので、後ほど。（「後で。よろしくお願ひします」の声あり）すみません。

委員長（後藤眞琴） ほか何かございますか。よろしいですか。

教育長（佐々木賢治） 芸術鑑賞について、ちょっと一言申し上げたい。

ここ3年ぐらいかな、前は文化会館で小学校4年生以上だったですか、小学生対象、それから中学生全員一斉に時間を確保して芸術鑑賞会をやっていましたが、学校のいろいろな授業時数の問題、事情の関係で中断をしました。それで、いろいろな方面から、やはり芸術鑑賞というのは、今の時代だからこそ大事でないかという、いろいろご指摘をいただきまして、文化会館ではなかなか一斉にできませんけれども、各学校の体育館等を活用して、学校を回ってそういった芸術鑑賞会をやると、そういうふうに、昨年度あたりからこちらでも準備をしまして、今年度から再開という形で、1人1,000円でしたか、補助、予算も絡むのですけれども、そういった考え方でスタートいたしました。よろしくお願ひします。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、行事予定等の報告を終わります。

日程 第 4 教育長の報告

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第4 教育長の報告」をお願いいたします。

教育長（佐々木賢治） それでは、大変急に暑くなってまいりましたが、今日は定例会ということで、ありがとうございます。

教育長報告、プリントに沿って説明させていただきます。

まず8月の校長会定例会ですが、そこに予定と書いていますけれども、あさって南郷庁舎でやる予定になっております。内容等抜粋で、このようなことを校長会でお話ししたいなと思ってまとめてみました。

1番目、「はじめに」ということで、いよいよ来週から第2学期がスタートします。もうあさってで夏休みも間もなく終わるといいますか、夏休みも終了ということで、子どもたちにとって大変有意義な夏休みになったことと思います。

それで、現時点で小牛田小学校の1年生の男子、水難事故が7月末にありましたが、あれ以降、交通事故とかその他の事故、教育委員会には報告がありません。たびたび校長先生方と会う機会がありますけれども、そういった事故報告はありませんので、ないものと今日の時点では思っております。そういったことを、あさっても事故のないということを願っておりますが、無事まず何とか夏休みを過ごしましたと。先生方の事前指導あるいは電話等によって、あるいは家庭訪問などで子どもたちの休みの生活の様子、どうなのかという、いわゆる安全確認ですが、そういった配慮をした指導に感謝をしたいというふうに申し上げたいなと思っております。

それから2番目は、「実りのある二学期」「充実した二学期」。

1年間で2学期が一番長い学期であります。ですから、落ち着いて学習できる学期でもあります。気候的にも過ごしやすい月日がありますので、どうか「文武両道の二学期」で頑張りたいと、そこに(3)に書いてあります。運動会等々もありますので、学習のほうに特に力を入れていただきたいというお話をしたいと思います。

それから(2)、平成29年度、今年度の全国学力・学習状況調査の結果が来ております。後ほど岩淵指導員のほうから報告がありますが、それについてもちょっと触れて、各学校での対応をよろしくお話ししたいというふうにお話ししたいと思っています。

それからずっといきまして、スクールバスの運行について毎回お話ししていますが、そこに

2点ほど書いてあります。

最後のその他のところをごらんいただきたいと思いますが、美里町の行事が行われます。総合防災訓練、それから子どもふれあいまつり、先ほど9月の予定表で出ておりましたが、交通安全町民大会なども予定されていますので、できるだけ多く子どもたちに参加するように呼びかけをお願いしたいというお話をしていきたいと思います。

それから、美里町の今年度の表彰で「賛辞の楯」、中学生、小学生対象にいただいておりますが、昨年も小学生がいただいております。今年度、今、学校のほうで呼びかけをしておりますが、1件だけ不動堂中学校の人権作文コンクールで全国の保護者会でしたか、それで優秀賞をいただいている現中学校2年生の女子生徒なのですが、その生徒を候補者として教育委員会として申請したいなと思っております。あとは、向こうで審査会がありますので、期待したいというふうに思っております。

では表のほうにお願いします。

7月教育委員会定例会以後の主な行事、会議等ではありますが、7月28日、中体連東北・全国大会出場生徒4名、東北大会4名いました。それから、その4名のうち1人は全国、柔道女子の生徒なのですが、その時点で全国に行けるということが決まっていまして、町長さんのほうに表敬訪問をしております。

それから8月に入りまして、1日に第2回教育委員会評価委員会を開催しております。その評価委員会、第3回目ですが、7日に実施しております。そして7日の評価委員会でまとめたものを、翌日の8日、教育委員会臨時会を南郷庁舎で開催していただき、確認をしていただき、そして18日金曜日、美里町議会の全員協議会で、こういう点検評価をいたしました、議会のほうに提出しております。それが町民へのお知らせということに、もちろんホームページとかそういったものでも載せる予定になっております。

それから8月2日ですが、例年やっております町内教職員悉皆研修会、今回はいじめに関する研修ということで、仙台市弁護士会に依頼をしまして、弁護士さんを講師としてお招きし研修会をしております。会場がこごた幼稚園になります。そのときに、美里町いじめ問題対策連絡協議会、それからいじめ防止対策委員の方々も一緒になって合同研修という形をとらせていただきました。あそこの多目的ホール、本当にいっぱいになるくらいの、160名ほど参加いただき、中身のある研修会だったなと思っております。なお、研修会が終わってから、いじめ問題関係の委員さん方で合同会議をしております。

それから飛ばしますが、5日土曜日、美里町郷土資料館開館式典。教育委員の皆様には本当

にお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。10時に開館セレモニーをやっております。

それから7、8日飛ばしまして、13日日曜日、美里町ちびっ子相撲大会、今年で第44回になるそうです。それで、私ももちろん出席しましたが、町内6校の小学校全部、1年生から6年生まで6人の団体の構成でリーグ戦を行っております。今年は昨年に続いて南郷小学校が優勝しました。本当に激戦だったのですが、大変本当に盛り上がりのあるいい大会でした。個人戦では、総勢85名ですか、団体は六六三十六人いればいいんですが、そのほか団体に出られない子どもたち個人で頑張ろうということで、幼稚園も2名いまして、85名ほどの、大変盛り上がりのある大会で、関係者の方々から好評をいただきました。

今日の定例会まで、主なものだけをお話をさせていただきました。

今後の予定ですが、明日、大崎地区教育長連絡会が合庁で予定されております。

あさって、先ほど申し上げました町内校長会、それから28日、来週の月曜日、先ほど申し上げましたが、町内幼・小・中一斉に第2学期の始業式を行います。ちょっと暑さが心配なのですが、熱中症にならないように、十分配慮した指導を行いながら、2学期のスタートをしたいなと思っております。

それから29日、登米の合庁、佐沼にあるのですが、そこで県・市町村教育委員会教育懇話会が予定されております。委員長と私が出席の予定でおります。

それから31日、最終日ですが、美里町交通安全推進協議会総会、本庁舎の3階会議室で予定されております。

それから大きな4点目ですが、中体連東北大会の結果についてです。冒頭に表敬訪問のところでもちょっとお話ししましたが、卓球個人が2名東北大会に出ました。それから柔道男子1名、女子1名、4名出ましたが、柔道の女子、そこに書いている佐々木歩さん、3位でございました。それ以外は2回戦ぐらいで敗退ということで残念でしたが、佐々木さんが3位で、佐々木さんはそのまま全国大会、前から行く予定になってはいますが、23日、今日ですかね、出発したと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの報告に質問などございますでしょうか。

委員（成澤明子） 表のほうで、（5）です、防災訓練の実施ということで、幼稚園と中学校との連携ということなのですが、どんなところで連携するか教えてください。

教育長（佐々木賢治） 今年からスタートしたのが、ふどうどう幼稚園と不動堂中学校、水害を想定して、ふどうどう幼稚園の子どもが不動堂中学校に避難をすると。あそこ若干高台でありまして、中学校の2階まで避難をすると。そのときに、中学生が出迎えをして幼稚園の子どもたちのお世話をすると。幼稚園まで行けばいいんですが、なかなかそちょっと交通事情も動けないということで、あるいは中学校のいろいろな事情で、校庭で迎えをして2階に子どもたちを避難させると。なお、昨年度はこごた幼稚園と小牛田中学校、こごた幼稚園の子どもたちは、最初トレセンに避難という考え方でいましたが、中学生がすぐ隣ですので、出向いて幼稚園の子どもたちを誘導しながら、小牛田中の2階の校舎に避難をさせると、そういった訓練ですね。美里の場合、水害と言っても土砂崩れのように一気にどんと来るということは想定されませんので、事前に避難してくださいという通報があるものですから、そういった形で十分対応できるのかなと。なお、なのごう幼稚園の子どもさんたちは、玄関まで幼稚園の先生方が誘導し、保育士も含めまして今度は職員が玄関でお迎えをして2階に避難させると、そういったことも、あれは今年だったですか、そうですね、実施しております。そういうふうな内容の訓練であります。

委員（成澤明子） すごくいいことですよね。やはり、津波とか地震とか経験したときに、そういうことなども求められていましたから。お兄さんたちも自覚が出てくる、かわいいなと思いつつ誘導するでしょうし。

教育長（佐々木賢治） 中学生は、もう経験していますから、東日本大震災。もう真剣です。

委員長（後藤眞琴） ほか何かございますでしょうか。

委員（成澤明子） もう1つなのですけれども、8月2日にいじめ問題連絡協議会の合同会議があったのですが、特に話題になったことは何でしょうか。会議した場で。

教育長（佐々木賢治） 保護者への対応、どういうふうにしたらいいのでしょうかと、校長先生方もその中にいましたので、いろいろ、保護者の立場の方もいましたので、具体的にざくばらんに話してやったほうがいいんじゃないかと、そういったことが話題として出ました。あともう一つは、教育委員会教育次長のほうから、町民への、今日も出てくると思いますが、ワンペーパーでいじめ防止等基本方針の内容を町民の方々に知らせたいのですが、こういう形はどうでしょうかという、こちらで提案をして、それについて協議をしていただき、要望等もいただきました。それを踏まえてだと思いますが、そういった話し合いをしました。特に、地区でいじめがあって、今、我々、私たちこんな情報があって、どういう学校では対応しているのですかと、そういった情報はございませんでした。

委員（成澤明子） ありがとうございます。

委員長（後藤眞琴） ほか何かございますか。

教育長さん、1つなのですけれども、僕最近、新聞で見たのですけれど、夏休みの終わった後に子どもたちが自殺するとかというのが一番多いらしいのですね。ですから、その辺のところ、子どもの変化というところを放課後でも注意して見守っていただければありがたいかなと思って、ぜひよろしく願いいたします。

教育長（佐々木賢治） なお、先ほども申し上げましたが、夏休み中、本当に担任の先生方が家庭訪問をしたり、あるいは暑中見舞いのようにして子どもたちに出して、特に心配だなと思うお子さんには数多くというのですか、状況確認などやっているようであります。もちろん、始業式では最初、そういった子どもたちの様子、観察を十分するように。なおさら、そういったお話もさせていただきたいと思います。

委員長（後藤眞琴） よろしく願いいたします。

ほか何かございますか。

なければ、教育長の報告を終わります。

審議事項

日程 第 7 議案第 10 号 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針について

委員長（後藤眞琴） それでは、さきに協議したとおり報告第 19 号及び報告第 20 号が秘密会となりましたので、議事は本教育委員会の最後に行います。

教育総務課課長補佐（角田克江） すみません委員長、審議の説明員が入室しますので、暫時休憩をお願いいたします。

委員長（後藤眞琴） それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 10 分

再開 午後 2 時 12 分

委員長（後藤眞琴） それでは再開いたします。

審議事項に入ります。「日程第7 議案第10号 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

このことについては、一度協議しておりますので、説明のほう簡潔にお願いいたします。教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） 今日、協議の場を設けていただきましてありがとうございます。

早速、提案させていただきました経過、経緯等も含めまして、これまで数回にわたりまして運営審議会のほうで審議された内容も織りまぜながら、簡単にご説明申し上げたいと思います。着席して説明させていただきます。

まず、ご案内のとおり、この資料につきましては、昨年の11月まで事務局のほうで案を作成しまして、12月中下旬から1月までの間において、教育委員会事務局のほうで協議をさせていただきまして、2月の教育委員会のほうで協議をさせていただきまして、さらに3月下旬の近代文学館運営審議会のほうで説明をしまして、そこでさまざまな意見をいただいたところでございます。

年度が改まりまして、4月の近代文学館運営審議会のほうの協議を経まして、そちらのほうでもさまざまなご意見をいただきまして、さらに意見、それから訂正箇所等々多々ありましたので補正を行い、6月下旬の近代文学館運営審議会のほうで案として固めさせていただいたところでございます。

そしてその内容をもちまして、委員の皆様の方に、こちらの運営方針（案）という形で、これは近代文学館運営審議会の意見を踏まえた形のものをお示ししております。

表紙をめくっていただきますと、目次が出てまいりまして、ここで内容と関連した部分の変更点をお話しさせていただきたいと思います。

まず、今回の運営方針につきましては、一番の目玉になっております第2の（2）サービスの充実のB、こちらで利用者の階層別のサービスの方針をうたっておりますけれども、こちらの部分の項目が、一応新たに設定している部分でございます。

ここの貸し出しサービスの部分を明確化することによって、今後の図書館の資料収集であったり、そういうものを明確に方針として位置づけることによって、バランスのよい図書館の図書資料等の購入、ひいてはそれが限られた予算での効率的な、効果的な予算の執行などにもつながるのかなというふうに考えております。

そして、下の4番目の町民が参画する図書館運営というところで、こちらの（3）町民を含

む図書等選定会の設置というところで調整をさせていただきました。こちらのほうは、当初委員会さんのほうに、皆さんのほうにお示ししたときは、図書等選定委員会というような少し長い名称の組織を考えておりましたけれども、さまざまなご意見をいただきまして、こちらのほうの図書等選定会としたところでございます。ここの部分と、あと貸し出しサービスの更新などが連動することによって、より町民の意見を反映した図書等の購入、ひいては図書館づくりというところで動いてまいりたいなというふうに考えております。

おおむね、この目次で申し上げましたけれども、運営方針の骨格となる部分につきましては、そのような形でまとめております。

それから、1ページからは特徴的なところでお話する部分を数カ所お示ししまして、ご協議をいただきたいと思っております。

まず1ページにつきましては、こちらの上のほうに「はじめに」とありますけれども、「ユネスコ公共図書館宣言」という部分を引用することによりまして、より公共図書館の運営についての位置づけを明確にしていきたいなというふうに考えました。

また、少し飛ぶのですが、3ページの文言になります。第2の上のほうで「障がい者」というふうな文言が出てまいります。「障がい者」の「がい」、害を与えるの「害」とか、あと石へんの「碍」という字のどれを使ったらいいのかということが、近代文学館運営審議会のほうで議論になりまして、常用漢字の上では「害する」の「害」がよろしいのではないかとというふうなご意見もございましたが、より軟らかい表現として、また近年言われている障害者差別解消法等もにらみましてひらがなでいこうというふうな形で表現を変えております。

あと3ページの第2の現状につきましては、おおむね前の資料と変わらないような形になっております。

それから少し飛びますけれども、8ページでございます。

課題、現状を踏まえまして、これからの美里町近代文学館の運営サービスというところがございまして、こちらのほうの運営基本方針の(1)から(7)までにつきましては、教育委員会のほうから答申をいただきました内容の部分と同じでございます。

それから11ページでございます。

11ページの、今回の運営方針で骨格となる、B貸出サービスの利用階層別のサービスのあり方につきましては、まず上のほうの乳幼児・児童へのサービスというのがございまして、それから青少年(ヤングアダルト)サービスというところがあるのですが、このページでは、特に青少年(ヤングアダルト)サービスの部分の文言を調整したほうがいいのでは

ないかということで、特に運営審議会のほうの教育関係の委員のほうから、このような文言にしております。

読みますと、「子どもから成年へと成長する十代は、豊かな読書経験が人格形成のために重要であり、また生涯にわたり図書館を利用する基盤となることから、必要な情報や年齢に則した資料と情報の提供を行っています」というふうにご意見を踏まえまして変えております。

それから12ページでございますけれども、成人・社会人へのサービス、それから高齢者へのサービス、来館困難者サービス、それから13ページの行政機関へのサービス、レファレンス(調査相談)サービス、地域資料サービスというふうな項目を載せております。

それから13ページの下のほうは、図書館と他機関との連携ということで、小牛田図書館、南郷図書館の資料収集、貸し出しにつきましては、大学図書館や研究機関等との連携、それから町内の教育機関、福祉施設との連携を密にして、住民の読書環境づくりを進めているというところで、町民に対する図書館利用の利便性を確保していくというふうな考え方をとっております。

それから14ページの下の方に、4、住民が参画する図書館運営という部分の中に、先ほど申し上げました15ページですけれども、(3)町民を含む図書等選定会の設置という部分を修正して入れております。

これにつきましては、具体的には七、八人ぐらいの組織で、中の構成員として近代文学館運営審議会の委員の方、それから町民の方、具体的に言いますと利用者の方から代表者の方を何名か入れた形で図書等選定会を設置したいというふうに考えております。また、学識を持たれている方も、この中にはメンバーとして入ってくるというところで、これにつきましては、選定会の要綱等を作成中でございます。

それから、今度は項目が変わりまして、17ページの第3、千葉亀雄文学室の現状と課題並びに運営方針というところでございますが、こちらは設置してから二十七、八年たつ文学室でございますけれども、展示物が固定化している等々の課題がございました。また、「千葉亀雄を読む会」の皆さんにつきましては、大変積極的に活動していただいておりますけれども、最近、千葉亀雄先生にかかわるさまざまな取り組みを今後企画したらいいのではないかとということで、運営方針というところにもあるのですけれども、この文学室を中核としまして、新たな取り組みをしていったらいいのではないかとということで、まず、「千葉亀雄を読む会」のメンバーの方に数名出ていただきまして、講演会を開催したいというところで計画をしております。

また、千葉亀雄先生とそれから吉野作造先生、こちらの方同じ生まれ年で、高校もご同級と

ということがございまして、政治活動、文学活動の中でも強いつながりがあったという史実があるようございまして、千葉亀雄先生と吉野作造先生の企画展、合同展をしたいということで計画をしております。そういう形から何か将来的に見出して、継続的に文学室を運営していく起爆剤となるものがあればいいかなというふうに考えております。

それから、19ページでございますけれども、第4の町民ギャラリーの現状と課題及び運営方針ということでございます。

こちらにつきましては、課題のところ、関連する予算や職員が削減されている状況下では、その創意工夫にも限りがありますというところで課題を上げておりますけれども、ここ1年半ぐらいの間に、さまざまな試行錯誤を行っております。まず、企画展等で受付における職員を、今の一般職で対応したりとか、あとさまざまな展示会につきましても、町民の方々の無償の協力をいただいたりして企画展も数多く開催することができております。

入り込み人数も、28年度につきましては、27年度に比べて約2倍の増加ということもございまして、それらの実践を通して、今後も町民ギャラリーにつきましては町民の芸術鑑賞の場、そして創造の場と申しますか、芸術、美術の町民の活動の場というところで運営をしてみたいというふうに考えております。

以上、大変速度を上げての説明になりましたけれども、運営方針の案につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問はございますでしょうか。

教育総務課課長補佐（角田克江） すみません。12ページの 高齢者へのサービスの部分で、「高齢者の生涯教育に寄与する」とあるのですが、ここは「生涯教育」ではなくて「生涯学習に寄与する事業」のほうが意味合い的によろしいのではないかと考えますが、どうでしょうか。

委員長（後藤眞琴） どこでしたっけ。

教育総務課課長補佐（角田克江） 12ページの、「 ですね」の声あり）高齢者へのサービス。

委員長（後藤眞琴） 生涯教育、2行目ですね。

教育総務課課長補佐（角田克江） 高齢者の方がみずから学ぶために図書館を利用するというところで、今、生涯教育という言い方も余りされてなくて、生涯にわたって学ぶということで生涯学習という表現をされてきているのですけれども、ここも生涯学習のほうがいいのかなと思って読んでおりましたが。

委員長（後藤眞琴） その点、教育基本法ですか、改定された場合に生涯学習と教育基本法でなっているのですよね。それで、教育、エデュケーションとラーニングですよね、それが問題になっただけなのではないですか。それで、ヨーロッパの場合には教育と言っているらしいのですよね、エデュケーション。日本のときには、学習と自分から学ぶというところに重点を置いて、できる限り行政が援助しないような含みもあるらしいのですよね。ですから、教育基本法にならった言葉を使っておいたほうが、あるいは、今、角田さんからお話しがあったように、いいか悪いかは別にして、そういう意味合いがあるのだそうです。僕も、生涯教育の言葉のほうが、もうちょっと行政と住民などとの一体感が出てくる余地があるのではないかと思いますので、一応、国のほうでそういうふうになっておりますので、今、角田さんからお話しされたような文言にしておいたほうがいいのかという感じがします。

委員（成澤明子） では同じページですけれども、来館困難者サービス、ここには「への」が入ったほうがいいですよね。高齢者へのサービス、社会人へのサービス、来館困難者へのサービス。そして、「がい」がひらがなになるわけですね。ありがとうございます。

もう一ついいでしょうか。

目次の 4 です。「町民が参画する図書館運営」というところで、こっこの本文にいくと「住民が参画する図書館運営」となっているのですけれども、気をつけて見ると、町民だったり住民だったりというのが、例えば 19 ページには町民、町民、町民、町民、住民、同じ意味なのだとは思いますが。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） そうですね、これ不整合という形なのですが、町民にするか住民にするかということを考えてみたときに、憲法で言う住民というのが住所を有する者という位置づけなのではないですか。だったら、町民というのは何なのかなと考えてみたのですが、使い方としては、やはり住民にすべきかなというふうに見て、住民であれば住所を置いている方なので、その行政、美里町なら美里町の自治体のエリアに住んでいらっしゃるって、ただアパートに住んでいらっしゃるけれども住所を置いているということで、別な地域の方とか、そういう方もいらっしゃると思うので、そういうことであれば住民という捉え方のほうがいいのかも思ったり、2通りの考え方があるのですが、ただ、(3)では町民を含む図書等選定会というふうに言っているのですけれども、やはりこの町の行政の予算を使っている図書を購入したりとか選定するというのであれば、やはり町民としての位置づけである方というか、そういう、住んでいる住民と住所を置いている町民との違いなのかなと思ったりとかして、大変不明確ですが、そういうふうなぼやっとした分け方で。

委員（成澤明子） 極端な話、外国の方が美里町に住んでいる、働いてますよね。そういう人たちは町民なのか住民なのか。

委員長（後藤眞琴） これ、誤解を呼ぶからどっちかに統一すればいいのではないですか。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） どっちに統一したら。

委員長（後藤眞琴） 公的な意味では、住民と町民どう違うのですか。

委員（成澤明子） 違うのですかね。

委員長（後藤眞琴） 須田さん、公的な意味では住民と町民、どんなふうに違うか。今、課長さんの説明では、住民というのは。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） 住所を置いている人ということですね。憲法的には。

委員長（後藤眞琴） 町民という場合は。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 一番一般的な言い方は「市民」っていうか、「シチズン」が一番いいのですよね。ただ市民の場合だと仙台市民と間違ってしまうので。

委員長（後藤眞琴） 市民の場合には、自覚ある人を含むような意味も込めて市民と、シチズンという意味で使っている。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） 図書館とかだと、市民というと例えば何々市の市民という意味合いもあるのですけれども、人々の市民という言葉も、どちらの言葉でも使うので、大きなところの市とかでは市民というのは両方を含んだ形で使える。なので、こういったところで、私もどちらがいいのかは、ちょっと、公的な言葉で使うとなると。

委員（成澤明子） 少なくとも14ページの下のほうの、住民が参加する図書館運営となっていますけれども、目次には町民となっているので、最低そこぐらいはどちらかにしたほうが。

委員長（後藤眞琴） これみんなどっちかにしておいたらどうでしょう。どっちかに統一しておけば。

教育長（佐々木賢治） もちろん、目次と中身が合わないというのは、これは合わせなければいけないので、それで、住民のほうがいいですね。そこに住んでいる人。町民だと、何か、さっき町だけの人というような、大きな部分と言ったらあれなのですが。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） 例えば図書館ボランティアなのかだと、もしかしたら町民以外でも涌谷の方とかも入っていらっしゃる方もいるので、そうすると、住民にする、教育長さんがおっしゃったような形で捉えられるのかもしれませんが。

教育長（佐々木賢治） この間、大崎図書館も見てきましたけれども、かなり広域的な考え方

でいるようですので、住民という言葉のほうが、私、いいなと思いました。

委員（成澤明子） すみません、でも町民ギャラリーというのは固有名詞で町民ギャラリーですね。ここは変わらないのですよね。

委員長（後藤眞琴） 草刈さん、法的に住民と町民がどういう意味か調べて、幅広いような意味に使えるほうに統一してすると。先ほど館長さんの説明では、住民登録されてあるのが住民なのだとなると、涌谷とかは入らなくなってきますね、住民登録、当然、涌谷では涌谷の町に住民登録しているわけですね。その辺のところ調べてみて、いいほうに、広い意味で使えるようなところに全部統一をするというふうに、そういうふうにしたらいかがかと思うのですけれども、どうでしょうか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） では、よろしく願いいたします。

ほか、何かございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） なければ討論に入ります。討論ございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） 討論なしと認めます。

それでは採決を行います。

議案第10号 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針について、賛成する委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

日程 第8 議案第11号 美里町小牛田・南郷図書館資料収集方針について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第8 議案第11号 美里町小牛田・南郷図書館資料収集方針について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） お示ししております小牛田・南郷図書館

資料収集方針（案）でございます。

今、議決いただきました運営方針と連動するのですけれども、やはり図書の選定につきましては、より広い住民の意見を参酌するという観点から、今回改めて収集方針（案）を作成して、ご協議いただくことになりました。

基本方針のほうにもうたっておりますけれども、幼児から高齢者の方々まで、誰もが自由に利用できる生涯学習の場としての図書館、この実現に向けまして、この収集方針を策定いたしました。

収集資料の種類ということで、2番目の（1）から（6）まででございます。図書、逐次刊行物、地域資料、視聴覚資料、それから視聴覚資料と申しますとCD-ROMであったりとか、あとはDVDであったりとか、ブルーレイであったりとかというものでございますが、それから「障がい者サービス用資料」ということで、目の見えない方、それから耳が聞こえない方のための障害者の関係のサービス資料等になります。その他につきましては、特に強く認められるものが今後生じた場合には、この収集資料の種類というところに位置づけていきたいというふう考えております。

資料収集の範囲ということで、収集する資料の範囲につきましては全分野、これは図書等を選定する場合の分類基準というものがございますけれども、その全分野にわたって基本的なものから専門的なものまで幅広く収集するというので、先ほど申し上げました利用階層別の多世代にわたるの方々への対応できる資料収集を目指してまいりたいと考えております。

また、後段のほうにありますけれども、学習参考書、受験参考書、形態上管理に不便な資料などは、原則として収集しない方針でございます。

それから、4番目の種類別資料収集ということで、（1）図書でございますが、こちらは一般図書と、次のページの 児童図書というふうに、大きなくくりでくくってございます。こちら、なぜこのような形にしたかという、まず2ページの 児童図書をこのように位置づけたという部分でございますけれども、まず、児童という年齢区分につきましては、まず乳幼児から18歳、二十歳前の青年期に達するまでの子どもさんを対象にした年齢区分ということで、児童というふうな位置づけで区分しました。それ以外につきましては、一般図書というところで区分いたしまして、それぞれの資料収集について記述しております。

また、2ページの（2）については逐次刊行物ということで、 から までになります。ここでも、近代文学館の運営審議会のほうでご意見がございまして、 については特にブロック紙、地域紙、スポーツ紙というくくりを文言として入れることというふうなご指摘をいただき

まして、このような形にしております。

また、(3)地域資料の位置づけでございますけれども、こちらについては、美里町を中心として、周辺地域及び宮城県に関する地域の考古学、歴史、地誌、民俗、芸術、文化及び産業に関する資料を収集するというふうにしております。

また、(4)視聴覚資料でございますけれども、こちら審議会のほうからのご意見をいただいております、にDVD、CD、カセットテープ等と記述しているのですが、これにLD、レーザーディスクという文言も入っていたのですが、それは、今、利用する機械というか、再生する機械を持っている方がほとんどいないので、それはカットしてもいいのではないかとということで、ここを運審のほうからのご意見ということでLDという文字を削除しました。

それから、(5)障がい者サービス用資料ということで、こちらについては、昨年4月1日に障害者差別解消法という法律ができて、なおかつ公共施設が持つ障害者への合理的配慮というものがポイントとなっておりますが、図書館といたしましても音訳図書、大活字本、さわる絵本、視覚障がいのある方への資料などを収集するという方向性で、この辺については、さまざまな状況が変われば、いろいろ方策を立てていかなければならないのかなというふうに思っています。

それから、3ページの5ですけれども、収集資料の選書というところで、ここで「選書は、従来の方法も行いながら、町民の意見を反映できる図書等選定会を開催して選書を行うものとする」というふうにしております。

前段の「選書は、従来の方法も行いながら」という部分ですが、これは、こちら事務局のほうで週に1回、司書が中心となりまして、私も入るのですが、選書を行っております。それも継続しながら、さらに町民の意見を反映できる図書等選定会ということで、先ほど申し上げましたメンバー構成、近代文学館運営審議会の委員の中から例えば3名ずつ入っていただくとか、それから学識経験をお持ちの方、それから利用者の方の代表ということで、例えば児童図書に関心のある、例えば子どもさんの保護者の方であったりとか、また青年の方、例えば高校生の方とか、それから一般のお仕事をなさっている方から入っていただくなどして、七、八人ぐらいで委員を構成したいと考えております、今、要綱案を作成しているところでございます。

それから、6番目の美里町近代文学館図書館資料の廃棄基準、図書資料も磨耗し、データも古くなりますと、内容も古くなりますと廃棄ということになることがあるのですけれども、それについては、この「美里町近代文学館図書館資料廃棄基準」に基づいて行うこととするということを言っております。この廃棄基準については、後ほど草刈のほうから説明をさせていた

できます。今日、配付いたしました追加の資料でご覧になっていただきたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

委員長（後藤眞琴）では、次、よろしくお願いします。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） 収集したり、今度は廃棄をするというのを定期的に行っているのですけれども、その際にも、開館当時からこちらのほうで資料を整理する上で、廃棄の一定の基準も設けて行っております。

今回、今日、皆様にお渡ししているのが廃棄基準というところですが、この条文にあるとおりなのですが、大きく言うと破損、汚損が激しいものですね。第3条の廃棄対象のところからなのですが、不用とか、これは内容的に情報が古くなったものとか、そういったものを不用資料と言いますが、あとは紛失した資料そのものを対象とします。ただし、その中でも、年月が過ぎたといっても、資料として価値があるものに関しては、それは除籍はせずにそのまま資料として保存していくということがありますので、ほかの図書館でやるのは、ある程度の年月が過ぎると、そこで除籍という図書館もあるのですが、こちらの図書館では、内容を検討しつつ年に1回除籍作業ということを行っております。

そのときの対象とするものの不用資料の内容として、第4条に書かれているところですが、破損、汚損がひどくて補修が不可能な資料、あとは内容が古くなって資料的価値がなくなったもの、これは例えば、パソコンとかの資料で古いものとかは、もう価値がなくなっているんで、そういったものはある程度のものは処分をいたします。

それから、利用の可能性が低下した副本ですね、人気がある本を副本で入れていたものとかを1冊は保存しますが、1冊は除籍する。それから新版、改訂などで同類の資料の入手によって代替が可能になった既存の資料、そういったものが不用資料として取り扱っております。

それから、なくなってしまった紛失資料、亡失資料としては、資料点検、図書点検の結果不明になった本で、3年以上回収が不能なものです。それから、貸出資料のうち督促にもかかわらず3年以上回収が不可能なもの。それから、利用者が汚損、破損または紛失した資料で、やむを得ない事情により現品での弁償が不可能なもの。それから、震災などでこういうことがあったのですけれども、災害のほか不可抗力による事故で使えなくなったものが亡失資料として取り扱っております。それから、館長が廃棄を特に必要と認めたものがここに入ってきます。

こちらの廃棄資料でまだ使えるもの、情報が古いとか、あと副本になったものに関しては、譲渡ということで図書館祭りですとか、そういったときに、まずは町内の教育施設に一旦見ていただいて、そこで学校ですとかコミュニティセンターで使っていただけるものは一度そちら

で使っていただいて、その上で、もう一度利用者の方にお分けするというような形をとっておりますので、除籍をしたからといって、すぐに全て焼却とかそういった処分をしているわけではなくて、一旦町民の皆さんにもお戻りするような形をとっているところでございます。

こちらも、廃棄基準によって今まで、開館からこれまでは行っているところです。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） 補足でよろしいですか。

あと、第5条のほうに督促関係という部分がございますけれども、改めまして最近ですが、図書館のほうで長期にわたって返却されていない方々、100名を超えた方々がおりましたので、これはちょっと適切ではないなということで、定期的に、やはり期限が来たものについては、ある一定期間を置いて事務的なところで適切にお返しをいただくように、ご連絡をすることなどをちゃんとやっていかなければならないなというふうに考えましたので、文書で、長期滞納者の方についてはお知らせしまして、お返しいただくようにということで、中にはやはり2年、3年という方もおりますので、この基準によると3年以上ということになりますと亡失ということになるのですが、まだ住所等を調べてみますと町内にお住まいの方がほとんどのようですので、一度、お願いしてご連絡をいただくということで、これから文書を出したいなということで、これからは適切に管理を徹底してまいりたいと思います。よろしく願います。

委員長（後藤眞琴） ありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問などございますでしょうか。

僕のほうから1つ、これ、第5条の亡失資料についての定義のほうで「所在不明となった資料で、3年以上回収不能なもの」、これ例えば、1年間でなくなっている本、これどこの図書館でもかなりあるらしいのですね。それは、美里町の図書館の場合はどのくらいありますか。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） 実は、今年の蔵書点検で不明が、今年がかなり多くて270点なのです。去年の6月の点検時から、今年の6月の点検までの間に不明になった本が270点です。その前年度は52点です。その前の年が95点になっていますので、その前が221点で、年によって不明の本の数についてはかなり波がありまして、実は今年なくなった分の本が、蔵書点検後に十五、六冊書架に戻ってきているのです。

それは、私たちも司書の皆さん、館長からも不明本が多いということだったので、前から私たちも、ちょっと不明になる本が多いなということで、書架を随分チェックはしていたのですが、なかなかそういったところも対応し切れないところがあったので、フロアに出て書架整理

をしたりとか、声がけみたいな形で「何かお探しですか」とかという形で、利用者の中に入るようにはして、そういった不明本にならないようには心がけてはいるのですが、そういった形で、その時期によって特定の本がなくなるというのが多いところがありますので、もちろん、私たちが貸し出しのときになぞりミスが全くないというわけではないと思うので、その中の何件かはそういったこともあるなどは思うのですが、やはりある特定の種別の本がなくなるというケースが多いのです。

なので、できるだけその棚とかは集中して皆で気をつけてはいるのですが、そのこともあって、6月から8月ぐらいまで、20点近く本が、今年見えなくなった本が20冊くらいは戻ってきてはいるのです。

委員長（後藤眞琴） そうすると、今年270点なくなっている。3年たてば、もう回収が不能ということで、当然、廃棄処分の対象になる。そういうものが年々続くと、結構大変な問題ですね。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） そうなのです。それで、これは全国的な図書館の問題でして、この間、滋賀県の図書館の館長さんがいらっしゃって、その図書館は日本一の図書館と言われた図書館で、ライブラリー・オブ・ザ・イヤーという賞をとったところの館長さんがいらっしゃって、今、鹿島台にお住まいの方で、前、仙台市の図書館に勤めていた方なのですが、その方にもお聞きしたら、やはり町レベルでなくなるのが1年で300冊ぐらいということ。それで、横浜とか大都市になってくると、年に1万数千冊はなくなるというところで、これは図書館界全体でのすごく問題であって、どういった対処法がありますかということはお聞きしたのですが、そのときもやはり、私たちが日常やっているようにフロアに出て書架に入るというところですが、結局対策的には難しいというところで、一度新聞とかでも話題にもなっているので、全国的に図書館の人たちは、やはりすごくそれで苦労はしているのです。

それで、館長とも話し合って、少し表示とかもつけるようにして、意識的に貸し出しをちゃんと受けてくださいというような形の表示とかをする意識づけを、まずしていくことと、職員がフロアに出て書架の中に入るということが、今、できるところかなというところでは話しているのですが、

委員長（後藤眞琴） 大学図書館なのか、例えば東北大学の図書館、カードで入るときにチェックされるのですね。出てくるときも。それで、持ち出している本があればちゃんと、黙って持ち出すものに対してはブザーみたいなものが、（「ゲートで」の声あり）ありますね。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） 業者さんに聞いてみたのですね。今、うちの所蔵数でそれを全部、ICチップというのをつけるのですけれども、ICチップをつけてデータをシステムに反映させて、その作業をやるとしたらどのくらいかかりますかということをお聞きしたら、1人専用について5年くらいかかるでしょうということなので。1日頑張って100冊なのだそうです。タグを張って、それをデータに1冊ずつ入れていったりとかということもあるので、そうすると、なかなかコストの面ですとか、そういったことを考えると、大崎市なのかは新館で一気に入れたので、それは導入する段階で設計ができたので、今回は、大崎市さんはできたかと思うのですけれども、やはり、時間的なものとコストもよく考えていかないと、ちょっとなかなか今の状況では、すぐというのは難しいのかなというところですよ。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） 補足しますけれども、やはり我々職員自体も、図書館にある12万冊、小牛田の場合12万冊なのですけれども、それをどのような意識で捉えるかということも必要、そこから職員の対応のほうで変えなければならぬのかなということもあって、やはり税金で買ったものですから、やはり町の財産だろうなという意識だけで、今後は図書管理というものをやっていかなきゃいけないということもあって、そのためにも、ではどういうふうな方策がとられるかというようなこともあると思うのですよ。

ですから、先ほど草刈が言ったように、ICタグを張ったりとか、あと小まめにフロントとかフロアに出て行ってやるとか、実際は事前の対策としては、死角となるところに反射板というかミラーボールみたいな反射板、裏側が見える構造にはなっているのですけれども、ただ、細かい人の動き、バッグに入れたりとかそういうところまでは、小さくて見えないのですよ。さてということで、表示をつけたり小まめに出向いていったりとか、あとはICタグをつけたりとか、そういう方策をとれば、大分減るのではないかなというふうに思うのですけれども。ちなみに、ICタグをつけた自治体については半減したそうです。ただそれでも100%ではないということですよ。ただ、可能な限り財産として守っていくにはどのようにしたらいいかということで、今、いろいろ情報を集めているのですが。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ほか。どうぞ。

委員（成澤明子） 今、話題になっているなくなる図書というのですけれども、特徴とか傾向というのはどんなものなのですか。その本の。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） 小説とかはなくなるのですが、一般的に言うと小説ですとか実用書が、何かをつくるとか、あとは園芸の本とか、そういったものがなくなる

のですが、うちの図書館では、新刊から半年くらいたった映画になったものとか、話題になった本が一旦なくなって、二、三カ月すると戻ってくるというような傾向があることと、あと、キリスト教関係の本が、うちの本がなくなるという特徴があるので、人生訓とか、そういったものがよく見えなくなるので、そこは集中的に注意はしているのですけれども。あとは満遍なく大体はなくなるのですが、以前は新刊だけがなくなるということがあって、そのときは特定の方が持っていったということはわかっていたので。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

委員（千葉穂菜美） なくなるというのは、借りてなくなるのではなくて、（「そうですね」の声あり）ということなのですか。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） 書架からなくなる。

委員（千葉穂菜美） 書架からなくなる。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） なので、私たちが12万冊の中からこの本がないとわかるというのだと、やはり予約が入ったりとか問い合わせがあるものがわかるので、その段階でチェックはするのですけれども、それが蔵書点検をするとなると、そちらの、今、上げたような形で、今年は270冊、去年は50冊というような形で出ています。あと、雑誌とかもなくなることがあるので。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） あと文学全集。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） 文学全集の中の1巻。全部ではなくて。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） 抜けてしまったりとかですね。

委員長（後藤眞琴） 僕、イギリスに行っていたとき、1日期限日がおくれると、罰金として14ペンス払という、2日おくれたらその倍とちゃんと書いてある。そういう、さすがイギリスだなと思ったのですけれど。

委員（成澤明子） ICタグをつけてしまうと、アラームでも鳴るのですか、出るとき。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） そうです。ブックディテクションという、門が、ゲートが。

委員（成澤明子） そのゲートをくぐるときに、チェックを外されてないとアラームが鳴る。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） そうなのです。

委員（成澤明子） 今度の大崎の、全てICタグ。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） そうなのです。ICタグもいろいろなICタグがあるので、なかなか。

委員（成澤明子） ありがとうございます。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。

教育長（佐々木賢治） 確認なのですが、二百何十冊というのは、第5条の所在が不明になったものなのか。それから、貸し出して返さなかった冊数なのか、その辺、どっちなのか、それ。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） 所在不明ですね。

教育長（佐々木賢治） 両方ですか。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） （1）の分です。

教育長（佐々木賢治） なくなったもの。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） はい。それで、蔵書点検で判明したという分なので、年に1回ですね。それでわかった。

教育長（佐々木賢治） すると、貸し出しして回収不能なども含めると、もっと多いわけだ。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） 貸し出しをして回収不能は、今回、督促という形で通知を出させてもらうのですけれども、それも、今までとは違って定期的いきちきちとやっていくということで、やはりこれは管理する者の責任になると思いますので。

教育長（佐々木賢治） わかりました。

委員（成澤明子） 270件というのは、近代文学館と南郷図書館と両方で。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） いえ、小牛田だけで。

委員（成澤明子） 小牛田だけで270。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） 今年がすごく多いのです。去年が52冊なので、今年が5倍になっているところなので、なかなか……。

委員長（後藤眞琴） どこでもかなりの数がなくなるのだそうです。

委員（千葉菜穂美） そういう、ICチップが入っているところでもなくなると。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） なくなります。結局、ICチップを剥がして、（「剥がして」の声あり）剥がすのですね。タグが、ICチップというのは本を開いてここにSuicaくらいの大きさのカードが入っているの、それを剥がして持っていく人もいるので、ゼロにはならないです。

委員（千葉菜穂美） すごい。だって、それで見ている人っていますか。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） トイレとか。（「トイレ」の声あり）あと紙の本、図書館は死角があったりするので、あと学習室とか、学習席とかレファレンスのところの

陰のほうとかになっていくと、ゲートが1カ所だったら、1つのところだといいいのですけれども、中で動ける図書館とかだと、そういったところで剥がされるということは聞きます。

委員長（後藤眞琴） 僕も、大学に勤めていたときに、研究費で買った本を外部の人が貸してくださいと来るのですよね、図書館を通して。それで貸すのです。そうすると、10人に貸したら半分は戻ってこないのです。（「そうなのですか」の声あり）ええ。ですから、ちゃんとこれをこの人に貸したって、その経験をしてからは、住所を書いてもらって、電話番号を書いてもらってとしないと、僕の管理責任になるので、図書館のほうに弁償しなきゃならないことになりますので、そういう経験は毎年していました。そのほか。どうぞ。

委員（成澤明子） 今、お聞きしたら、なくなったのが270件というのは近代文学館だけだということなのですから、資料廃棄基準というのは近代文学館と南郷図書館と両方適用されるということですよ。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） はい、そうです。

委員（成澤明子） ありがとうございます。

委員長（後藤眞琴） そのほか何かございませんでしょうか。

なければ、討論に入ります。討論ございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） よろしいですか。討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。「議案第11号 美里町小牛田・南郷図書館資料収集方針について」に賛成する委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

では、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時22分

委員長（後藤眞琴） 再開いたします。

議案第11号の後に議案第12号として「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評

価報告書について」を審議事項として追加することの申し出が事務局からありました。

皆様にお諮りいたしたいと思います。追加することとしてよろしいでしょうか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、そのように追加することとし、議事日程につきましても、それぞれ番号を繰り下げることといたします。

日程 第 9 議案第 1 2 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について

委員長（後藤眞琴） 「日程第 9 議案第 1 2 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、説明をします。

ただいま委員長さんからご説明がありましたように、追加でさせていただきましてありがとうございました。事務局の失念で、しっかりと抜けてしまいました。申しわけありません。

それでこの資料につきましては、8月8日の臨時会で説明した内容と同じです。一部だけ追加になったところを申し上げますと、44ページに、評価委員会からの意見を記述していますが、そのところに評価委員会の委員の氏名と経歴、行政区等、それから任期を掲載しています。

これは、8月18日の議会全員協議会で説明をしたときに、評価委員会の委員の名前を載せたほうがよいのではないかとということで意見をいただき、事務局としては、このように追加をして最終の報告書にしていきたいというふうに考えています。それ以外は、8月8日に協議いただきました内容と同じでございます。本日、この審議事項として議決をいただき、明日24日以降の日付で教育委員会から議会のほうに報告をし、そして速やかに公表するという手続をとっていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、討論に入ります。討論ございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） よろしいですか。討論なしと認めます。

採決いたします。「議案第12号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について」、賛成する委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

挙手全員です。本議案は議決されました。どうもありがとうございます。

協議事項

日程 第10 平成29年度美里町9月会議について

委員長（後藤眞琴） それでは、協議事項に入ります。

「日程第10 平成29年度美里町9月会議について」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、説明をします。

来月、9月5日から議会の9月会議が開会されます。

日程は今後、議会運営委員会で協議されます。20日程度の会期が予定されるかと考えています。

今回の議会は決算議会で、平成28年度決算についての審議が主となります。そのほかに、一般質問、補正予算、条例制定等の議案審議が入ってきます。

教育委員会に関する案件については、一般質問で教育委員会関連のものが出てくるかと思えます。一般質問につきましては、来週の水曜日、30日水曜日が提出締切日となっています。

条例制定等の議案審議の中で、教育委員会に関する事項はございません。

一般会計の補正予算の追加につきましては、本日お配りしました1枚物の資料に細かい文字で書き込んでいる、「主な歳出」と小さく書かれている資料です。現在、補正予算について町長部局のほうで調整していますが、教育委員会としましては、この5つ、41番から45番までですが、黒いマジックの線で囲った5つの予算措置をお願いしています。

2点は文化財の活用事業の関係です。それから2点は近代文学館の施設の関係、それからもう1点は同じく近代文学館の町民ギャラリーの事業の関係です。

簡単に申し上げますと、文化財につきましては、郷土資料館ができましたので、そこで若干主催事業を行うので講師を呼びたいということです。その講師謝礼金で1万8,000円。それから印刷製本費、これは展示用のパネルを作成するための費用として6万1,000円です。

それで、戻りますが、先ほどの講師謝礼につきましては、斎藤報恩館が解体されるということで、その撤去される前に、斎藤記念館にまつわった事業を実施するということなのです。かつて宮沢賢治が小牛田農林に来たという歴史があるそうです。それにまつわって、て宮沢賢治記念館のほうから、そのことについての講演をいただくための講師をお招きするというものです。これが1万8,000円の講師謝礼金、交通費を含めての金額です。それから、印刷製本費は、先ほどお話ししました郷土資料館の展示パネルの作成です。

それから3点目は、近代文学館の正面玄関の改修です。正面玄関の上のガラスが、かなりひびが大きくなってきて、そこを改修しなければいけないと。それとあわせて両側の壁面も一緒に直していくということです。

それから4番目、施設予備品購入の5万5,000円、これは同じく近代文学館の中におむつ替え台を購入して設置するというものです。

それから最後、町民ギャラリー事業ですが、これは先ほどの議案でも説明しましたが、吉野作造記念館との共同展示による催し物を行います、そちらで使用するパネルの購入費でございます。

以上5点を、現在、町長のほうに要請をしまして、町長のほうで予算調整を現在行っているところです。先日、21日月曜日ですが、教育長と私もメンバーになっているのですが、町の庁議のほうで、これを提案しましたところ、庁議では承認されました。よって、この5つの補正予算は9月議会に計上される見込みであります。

9月5日から開会する9月議会について、現在、お知らせできる内容につきましては、以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に質問などございますでしょうか。

先ほど聞くのを忘れてしまったのですけれども、吉野作造記念館との合同展示って、これはどういう内容でやるのか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 吉野作造記念館が、ほかの様々な記念館とコラボ事業といいますが、共同でやる事業をこれからいろいろと企画し行っていく計画にあるとのことなのです。やり方としては、展示期間中を半分に分けて、前半の半分は美里町の近代文学館で、後半

の半分は吉野作造記念館で同じものを展示してやるということのようです。ですので、両方で出した展示物を前期期間は片方で、後期期間は片方でという形で、それぞれ会場を2カ所に、期間を分けてやるということです。ですので、本町が用意する千葉亀雄の関係の資料と展示物と、それから大崎市が用意する吉野作造に関する資料、パネル等と一緒に見られるということです。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ほか、何か質問などございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、本件は審議事項ではありませんので採決は行いません。

日程 第11 美里町立学校等における防犯カメラ設置の管理及び運用に関する基準について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第11 美里町立学校等における防犯カメラ装置の管理及び運用に関する基準について」協議いたします。

事務局より協議内容の説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これについても、8月の臨時会でお話ししましたように、防犯カメラを町内3中学校に設置し、その管理と運用についての基準を定めたものでございます。若干、文言整理は行ってございますが、これで行っていききたいということです。

変更点としましては、前回ご説明申し上げましたのは、規則ではなくて要綱でというお話をしましたが、今回、要綱でもなくて1つの取り決めとして、教育長のほうから学校に通知をする「基準」で行うということです。と言いますのは、要綱も条例、規則と同様に法令の1つに入ってくるということで、町の法令体系としては、まだ親元となる条例が制定されていないので、条例の位置づけにならない「基準」で教育長のほうから学校長に通知する形で行ってほしいという総務課法令担当係からのお話でございましたので、当面の間、「基準」で学校長に通知をするということで、8月1日にこの内容で通知をしてございます。

それから、25日金曜日に、町内の小中学校の校長会がありますので、そちらのほうで再度説明をして周知を徹底していくということでございます。

このような基準で制定をしましたので、皆様のほうにお知らせをすると。協議と入ってございますが、報告という要素のほうが大きいかと思っておりますが、お知らせをしておきます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に質問などございますでしょうか。

委員（留守広行） 第6条、情報記録データの取り扱いの第6条の2項が漏れているのではないかと思います。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） すみません、委員長、休憩をお願いします。

委員長（後藤眞琴） 暫時休憩といたします。

休憩 午後3時37分

再開 午後3時43分

委員長（後藤眞琴） 再開いたします。

説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） すみませんでした。資料に誤りがありました。

今、お配りしましたのが正しい資料です。

第6条の下の1行が隠れてしまって、印刷がなかったのですが、何が違うかと言いますと、1枚目の上にヘッダーで「教育委員会8月定例会会議資料」とタイトルを入れましたが、これを入れた関係で下のほうが隠れてしまったということです。隠れてしまい、最後の1行が表示されなかったということです。

よって、今、お配りした上のヘッダーの部分のところを削った資料が正しいものです。それで、第2項には「記録データを加工しない」という規定がございまして、それで第3項から第9項までは、先にお配りした資料というようになります。

大変申しわけありませんでした。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、本件は審議事項ではありませんので、採決は行いません。

日程 第12 「美里町立中学校運動部活動指導員の任用等に関する規則」の制定について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第12 「美里町立中学校運動部活動指導員の任用等に関する規則」の制定について」協議いたします。

事務局より協議内容の説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは説明します。

これは規則の制定ですが、本日は議決までいきませんので、まず協議という形にお願いしたいと思います。

と言いますのは、来年の4月以降、平成30年度、新しい年度から施行していきたいというふうに思っています。これについては、これまで先例的に他の市町村ではあまり制定されていません。準備を早めに行って、慎重に協議をしながら内容を固めていきたいと考えています。

よって、本日は部活動指導員の制度的なところのご説明をさせていただきまして、それに伴って、どういう狙いで規則を制定していくのかを説明させていただきます。

資料の、お配りした左上でとじた4枚ございますが、1枚目と2枚目は、このような規則にしたかどうかというので規則の案ですが、3枚目と4枚目は、これはインターネットのスポーツ庁のホームページからダウンロードした資料です。

4枚目の図示されたものを見ていただいでよろしいでしょうか。

この部活動指導員というのは、平成29年4月1日から施行されて、学校の校長の管理下に置く職員の1人と。当然非常勤職員ですが、非常勤職員の1人というふうに位置づけられます。

これまでの指導者との違いは、これまでは外部指導者というふうに呼ばれていまして、背景からその下、外部指導者という図示がありますが、今まではこのように、外部指導者は技術的な指導のみを生徒に行ってきたと。引率に関しては教諭、顧問の先生が行います。外部指導者は、顧問の先生と連携協力をして技術的な指導だけを行ってきたというものが、それが図示的に下のほうを見てください。一番下で、部活動指導員の任用というのがあります。

パターンは2つあります。担当教諭は置きますが、顧問は置かないというのがケース1です。担当の先生は置きますけれども顧問は置かないということです。その場合、部活動指導員だけが顧問になると。そして生徒に指導もし、引率もするという場合です。ですので、担当教諭はいますけれども、部活動指導員だけで生徒たちを引率し、試合あるいは大会等に出向けるというものです。

もう1つのケース2の場合は、これまでと同じように教諭が顧問もすると。そして、部活動指導員も顧問になるということで、教諭とそれから部活動指導員という2人の顧問が併存する

と言うのですか、一緒に顧問が2人になるという場合です。この場合は、2人で生徒を指導したり、あるいは引率したり、あるいはどちらかの顧問が生徒を指導したり引率したりするという形になります。

その右側には、従来どおりの外部指導員の図示があります。技術的な指導だけを行うのが外部指導員です。

今回は、部活動指導員が制度化されてケース1、ケース2が学校のほうに導入できるということです。これを導入する背景となりましたのは、一番上に導入の背景があります。とりあえず一言で言えば、先生たちの部活動にとられる時間がかなり多いということで、先生たちが忙しいということだと思います。それからもう一つは、学校内外の地域の専門的な技術、知識を持った方々を学校教育の中に取り入れていくということだと思います。

かなり制度的には前進といえますか、外部からの人材を取り入れて、ある程度の責任を持たせて、学校の校長の監督下のもとに行っていくという制度です。

これを行うためには、学校の設置者である市町村が規則を制定して行わなければならないということになっていますので、これから規則を制定し、当然、町側あるいは教育委員会側だけで一方的には制定できませんので、学校とも協議しながら、どのような内容にしていったらいいのかというところを協議しながら進めていきたいということです。

内容的には、12月くらいまでに内容を決めて、そして4月からの施行ですが、周知期間が必要ですので、1月くらいにはこれを公布して、皆さんに周知期間をつくりたいというふうに思います。

それで、どのようにやっていくかという規則を見ていただきたいのですが、一言で申し上げれば、最初は運動部に限定した指導員でやっていこうと思っています。第3条に書いていますが、それなりに適格性を有する人に部活動指導員をお願いして、そして任期は1年、1年でと。そしてさらに更新をしていくと。指導の時間の上限は200時間くらいというふうに想定しています。2時間の指導で100日くらいとの想定であります。

これについても、先ほどお話ししましたように、現場の学校の先生方と協議をしながら、具体的なところを詰めていきたいという考えです。

今後、学校とも協議をしながら、さらに詳しい内容が集まってくれば、さらにもう一度教育委員会、あるいはもう一度、二度と教育委員会のほうに報告をしながら協議をしていただくというふうになるかと思っています。

第1回目といえますか、本日、最初に初めてお示ししましたが、このような内容で、現在事

務局は考えているというところを説明させていただきました。以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に質問などございますでしょうか。

これ、確認したいのですけれど、この規則は学校設置者である、これは学校の設置者は町長ですね。町長がこの規則を定めるわけですね。（「はい」の声あり）そうすると、それで第3条にある「美里町教育委員会は、町立中学校においてスポーツに関する教育活動に係る技術的な指導に従事する指導員を任用することができる」と。この定めるのは町長で、任用は教育委員会となることですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ここがですね、私も明確に言い切ることはできないのですが、私の解釈としては、教育委員会は地方公共団体の中にある執行機関ですよ。そして、地方公共団体のトップに町長がいて、そして、地方公共団体の中に執行機関として町長部局があって教育委員会があります。それで、学校の設置者というのは誰かと言ったら、地方公共団体の代表の町長だと思うので。学校の設置者は地方公共団体で、町長部局の執行者である町長ではなくて、地方公共団体を代表する町長が学校の設置者だと思うのです。だと私は解釈しています。

それで、その地方公共団体の中にある規則制定権、制定する権限を持っている教育委員会が制定しても、地方公共団体の設置した規則というふうに読み取れるのかなと思うのですよね。ですので、学校の設置者は地方公共団体を代表する町長であって、執行機関である町長部局の町長ではないと思うのです。そのように解釈していくと、学校の設置者の中の1執行機関である教育機関が制定しても、学校の設置者である地方公共団体の制定する規則であるというふうに捉えられるのかなと。そう考えていかないと、ほかの法律も整合性がとれないというか、そのように解釈するのかなと思いました。これが、そのように解釈していかないと、特に地方教育行政の組織及び運営に関する法律なのですが、その整合性がとれなくなってくる場所があるのです。

ですので、そのように解釈した場合、学校の設置者が制定したものに教育委員会もそこに入っているのかなと認識しています。

規則は、それぞれの行政委員会あるいは町長部局でも規則は制定できますけれども、教育委員会が行う事務というのは、地方公共団体の教育に関する部分の事務を行うわけですよ。そして、この規則を制定するというのは事務の1つだと思うので、地方公共団体が教育に関する規則を制定する場合は、教育に関する事業を担当している執行機関で、教育委員会で制定する

というのが筋といたしますか。

ちょっとくどいのですが、大きい地方公共団体の中にある執行機関である教育委員会なので、教育委員会がつくれば、学校を設置した地方公共団体の設置した規則になるのではないかとことです。これが正しいかどうかかわからないのですが。

委員長（後藤眞琴） それで大丈夫かな。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ただ、そう考えないと、ほかの法律も整合がとれなくなってくるというのがあるのです。

委員長（後藤眞琴） この資料の最後についている部分によると、規則等の策定というものは、学校設置者が策定するのだとなっていますよね。それで、「研修の実施後、学校設置者及び学校が」となっていますね。この場合だと、学校設置者という地方公共団体の長ですね。長より学校が部活動指導員に対し、部活動の位置づけと教育的意義等について、事前に研修を行うのだとなりますね。この辺と教育委員会との関係が、今のような解釈で大丈夫ですかね。

この規則の任用するのも、学校設置者において任用するというふうにして、あと、どう運用するかというふうなことはできないものなのかどうか。これは、どこからの通知か何か、文部科学省ですか。最後は。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これは、文部科学省というかスポーツ庁のホームページのサイトなのですが、法律でこれが改正されて、法律の文章はここには載ってないですかね、載っていますね。3枚目の資料4というところの、1．学校教育法施行規則の改正の概要とありますね。その四角の囲みで第七十八条の二に「部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する」ということで、法律に「部活動指導員は」というふうきちんと位置づけているのですね。

そして、これについては3．部活動指導員に係る規則等の整備、学校の設置者は云々というのがさらにそれです。規則の下のところに定めている。

委員長（後藤眞琴） 学校の設置者と教育委員会との関係を、今ここで少し考えてみないといけませんね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それで、文部科学省が通知の中に入ってきているのが、「学校の設置者である都道府県教育委員会は」という表現になってくるのですよ。学校の設置者、それは高校とかありますよね。あるいは「学校の設置者である市町村教育委員会は」という表現で来るのですよ。

委員長（後藤眞琴） そうすると、学校の設置者は教育委員会だと。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうなのです。ただし、美里町教育委員会立南郷小学校ではないのですよね。美里町立南郷小学校なのですよ。というのは、そして設置者、さっきもお話ししたように、美里町という地方公共団体があって、この中の執行機関として存在する、ここに内包されている教育委員会がつくるものは、この地方公共団体のつくった規則であるというふうに捉えていいのかなと思うのですよ。

それで、我々はあくまでも、学校の設置者である地方公共団体の中の執行機関だというふうに考えないと、そのほかのやつが全部整合とれないというのですかね。それで、この解説にもそういう書き方をしているのですよ。条文にそのものはないのですけれども、そのいろいろな説明書きがありますよね。説明書きに、市町村教育委員会、都道府県教育委員会というのは学校の設置者というふうに位置づけで説明しているのです。

なので、我々よりも詳しい文部科学省の職員もそうでしょうし、これをつくっている人もそうなので、我々の認識が間違っていて、そちらに合せるとなると、先ほど私が解釈したように、地方公共団体の中の執行機関である一部が、我々も学校の設置者の中の一機関であるというふうに捉えていかないと、そうしか解釈できないのですね。

委員長（後藤眞琴） 暫時休憩といたします。

休憩 午後4時03分

再開 午後4時14分

委員長（後藤眞琴） では再開いたします。

ほかに質問ございますか。

では、本件は審議事項ではありませんので、採決は行いません。

日程 第13 美里町いじめ防止等基本方針（ダイジェスト版）について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第13 美里町いじめ防止等基本方針（ダイジェスト版）について」協議いたします。

事務局より協議内容の説明をお願いします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、説明します。

先にお配りした資料から、今日お配りした資料については、委員長のほうから、このように直したほうがいいだろうということで、先に会議の前にご意見をいただきましたので、そのように直したのが下線の部分です。

本日お配りしたものを見ていただきますと、委員長からの意見があったように直しますと、かなり簡単にわかりやすくなるということで、このようにつくりました。前回お示した内容が、かなりわかりづらいといえますか、時間がない中で急につくってしまいましたが、今回、もう少し時間をかけてわかりやすいように直したつもりでございます。これを、美里町いじめ防止等基本方針のダイジェスト版として印刷をして、9月1日の区長配布で町内全戸に配布をしたいというふうに考えています。

内容の説明については省かせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

内容について、何かご質問、ご意見ありましたらお願いします。

委員（成澤明子） 最初のは、ここでは内容について紹介しますということで、わかりやすくといえますか、易しい表現になったかなと思ひます。

1ページの「いじめ防止対策の基本理念」の の上です。「基本方針では、私たち町民はこうした認識に立ち、町民が一丸となって、いじめの防止のための取組を行うこととしています」というところ、そこを「町民が一丸となって、いじめの防止に取り組んでいくこととします」と内容は同じなのですが、やわらかいかなと思ひました。

委員長（後藤眞琴） もう一度お願いします。

委員（成澤明子） 「町民が一丸となって、いじめの防止に取り組んでいくこととします」でどうでしょう。

委員長（後藤眞琴） どうですか、今の成澤さんからのご意見、こういうふうにしたらどうでしょうかと。そのほうがすっきりするような感じですね。

では、そんなふうにしてよろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。

前から比べたら、本当によくなっていますね。

委員（成澤明子） はい。とても具体的でわかりやすいと思ひます。

委員長（後藤眞琴） このいじめの定義のところ、これ2行半でまとめてくれたのね。この法律のを見たら、読むたびに3回は読まないで頭に入ってこないのですが、今度はすっきりしましたね。

それから、先ほどお話があった取り組みのところは、動詞の場合には送り仮名をつけて、名詞で使う場合には送り仮名をつけないで使っているというふうにするということによろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。

それでは、本件は審議事項ではありませんので、採決は行いません。

次の「日程第14 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）」は秘密会となりますので、議事は本教育委員会の最後に行います。

日程 第15 美里町の学校再編について（継続協議）

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第15 美里町の学校再編について（継続協議）」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは説明をします。

まず資料ですが、27ページまでにまとめましたアンケート用紙で寄せられた意見ですが、これが左上でとじた27ページまで、14枚物ですか、それから「数値の誤りについてお詫びと訂正のお願い」と、この2点です。

最初に「数値の誤りについてお詫びと訂正のお願い」ということで、さきに意見交換会、保護者の方あるいは地域の住民の方対象に行いましたが、そのときに配布した資料、また7月1日に区長を通して全戸配布した資料の中に、平成37年、39年、41年と数値の拾いミスがありまして、このような間違いが発見されました。これを9月1日の広報で掲載して、訂正のお願いとそれからお詫びをするという内容でございます。

平成37、39は若干多めに出してしまったのですが、41年は少し少なめに出してしまったという部分です。これは拾いミスといえますか、それがあって、このようになってしまいました。結果的には今後減っていくということには変わりはないかと思うのですが、このような訂

正を、9月1日号の「広報みさと」に掲載する予定です。

それから、もう1点の資料の保護者から寄せられた意見、これにつきましては、前回8月8日の臨時会で、寄せられた意見65件について意見内容は皆様のほうにお配りしましたが、それに対して、教育委員会の考えをどのようにしていったらいいのかというところを、事務局の案として書いて皆さんにお配りしたものでございます。

それで、それぞれ書いてございますが、これも1つ1つ確認をしなくてはいけないかなというふうに思っています。それで、今日、これを1つ1つやったのでは夜遅くまでかかるだろうと思いますので、改めて、これについては協議をさせていただきたいというふうに考えています。これと、あとそれから、6月、7月と行いました保護者あるいは地域住民の方との意見交換会の記録がもうすぐでき上がります。それも皆様にお配りをしながら、それぞれで出されている意見について協議をあわせて行っていくということで、定例会でこのように、時間がかなり少なくなってくるので、大変申しわけないのですが、9月に入りましたら、もう一度臨時会をお願いしたいというふうに思っています。

議会が9月5日から始まりますが、その議会期間中になるかと思うのですが、そのどこかで臨時会をお願いして、本日お配りしました保護者から寄せられた意見に対する教育委員会の考えと、それから保護者あるいは地域住民に行った意見交換会の記録についての協議といたしますか、今後の方向性も含めて臨時会での協議をお願いしたいというふうに思っています。

以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に、意見や質問などございますでしょうか。

この2つの件について、改めて協議するための臨時会をすると。議会の開催中になるかもしれないと、そういうことでよろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、本件は継続協議事項ですので、次回以降も協議を進めてまいります。

その他

日程 第16 美里町敬老式の出席者について

委員長（後藤眞琴） その他に入ります。「日程第16 美里町敬老式の出席者について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、今年9月16日土曜日に、町内で敬老式が開催されます。

それで、こちらには全教育委員さんの出席をお願いするわけなのですが、まず、今年度、メイン会場は不動堂の駅東地域交流センターになりまして、メイン会場には教育長が出席することとなっておりますので、駅東地域交流センターには教育長が出席ということになります。

そのほかの出席依頼会場なのですが、委員長には中淬のコミュニティセンター、それから成澤委員、留守委員には南郷の会場、南郷体育館に。千葉菜穂美委員にはこごた幼稚園のほうに出席をお願いしたいと考えまして、案のほうで示しておりますので、もし都合が悪い場合は調整のほうをお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

教育総務課課長補佐（角田克江） これで大丈夫でしょうか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、委員皆さんのご出席、お願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） 受付開始時間が午前9時30分で、開式は午前10時からとなっておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

それでは、委員皆さんよろしく申し上げます。

日程 第17 遠田郡中学校総合体育大会新人戦の出席者について

委員長（後藤眞琴） 「日程第17 遠田郡中学校総合体育大会新人戦の出席者について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） こちら新人大会につきましては、行事予定のほうでもお話しさせていただきました。それで、本日追加資料ということで、こちらの教育長宛ての案内文書の写しになるのですが、こちら新人大会のほうには、教育委員さんの出席要請は来ておりませんので、9月24日に開催されますということと、会場と開始時間、こちらに載っておりますので、もし都合がよければ行っていただいて、応援のほうをしていただければという

ことでお知らせまでとさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

何か質問ございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

日程 第18 町内幼稚園運動会の出席者について

委員長（後藤眞琴） それでは「日程第18 町内幼稚園運動会の出席者について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） こちらも、9月30日土曜日に町内3カ所の幼稚園の運動会が開催されますということで、事前に会場の割り振りのほうをさせていただきましてお示ししております。

実施日については、こごた幼稚園、ふどうどう幼稚園、なんごう幼稚園、いずれも9月30日土曜日で、雨天でも実施いたします。こごた幼稚園については、園庭会場で雨天時はトレーニングセンターに変更になります。ふどうどう幼稚園も、会場は園庭になりまして、雨天時は園内ホール、なんごう幼稚園につきましては、南郷グラウンド会場で、雨天時の場合は南郷体育館で開催予定ということでございます。開式時刻も3園とも8時45分からということになっております。

こちらについては、まだ案内状のほうは届いておりませんので、全部幼稚園のほうに直接聞き取りした時間になっております。それで、まずこごた幼稚園、今年度は後藤委員長と千葉委員、ふどうどう幼稚園には成澤委員、留守委員、なんごう幼稚園には佐々木教育長に出席をお願いしたいということで、私のほうで割り振りさせていただきました。去年の出席状況から1つつずらして割り当てしたという形なのですが、もしご都合の悪い場合ですとか、委員さんの間で調整のほうをお願いしたいと思います。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

何か質問ございますでしょうか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、委員皆様のご出席をお願いいたします。

日程 第19 平成29年9月教育委員会定例会及び臨時会の開催日について

委員長（後藤眞琴） 「日程第19 平成29年9月教育委員会定例会及び臨時会の開催日について」、事務局の案がございましたらよろしくお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、先ほど次長のほうから臨時会の開催についてということの提案もされたのですが、議会在9月5日から開会になりまして、その間だと、分科会のどこかですかね。

委員長（後藤眞琴） 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時31分

再開 午後4時35分

委員長（後藤眞琴） 再開いたします。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） では、休憩をいただきありがとうございました。

まず、先に9月の定例会の日程から決めたいと思います。

議会在終わったあたりの9月28日木曜日の午後1時30分から、南郷庁舎206会議室で定例会。臨時会につきましては、分科会の状況等も見ながら決めることにはなると思うのですが、9月15日金曜日の午後1時30分から南郷庁舎206会議室での開催ということではいかがでしょうか。

委員長（後藤眞琴） よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、そういうふうにしたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） よろしく申し上げます。ありがとうございます。

委員長（後藤眞琴） それでは、ここで暫時休憩とします。

休憩時間は10分程度として、午後4時45分からいたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後4時36分

再開 午後4時44分

委員長（後藤眞琴） それでは再開いたします。

【秘密会】

委員長（後藤眞琴） それでは、なければこれで本日の議事は全て終了しました。これをもって、平成29年8月教育委員会定例会を閉会いたします。長い時間にわたって協議をいただき、ありがとうございました。

午後5時31分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課須田政好が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成29年 月 日

署名委員 _____

署名委員 _____